

仕 様 書

1 契約方法

一般契約（特殊包括契約も可とする）

※ただし、質権設定物件は証券を分けること（2証券）。

2 対象物件

社会福祉法人鳥取県厚生事業団の所有する建物及び、その建物に付加する設備什器

※「建物に付加する設備什器」とは建物内の畳・建具等または電気、給排水、冷暖房等とする。

3 保険期間

令和8年7月31日 から 令和11年7月31日 まで 3年間（36ヶ月）

4 保険料の支払い

（1）保険料の支払いは、一括（3年分）前払いとする。

（2）支払方法・期日等は、保険会社又は代理店の定めるところによる。

（3）契約期間内に物件追加等により保険料の変更が生じる場合は、都度支払いを行う。

5 補償内容

①所有物件	火災・破裂・爆発・落雷・風災・雹害・雪害
②自己負担額	5万円以下
③保険金額等	別紙1・2「物件明細書①・②」参照
④臨時費用特約	10%

6 過去3年間（現契約）における保険金支払状況及び損害率

別紙3のとおり

7 その他

「物件明細書②」に示す物件については、契約時に質権設定を行うこと。また、当該物件については保険証券を別とすること。

質権者：独立行政法人福祉医療機構

※損害保険金1千万円以下の保険金においては、当該質権を行使しない旨の約定あり。